

2 輸出申告等事項の訂正

(1) 輸出申告等事項の訂正

前記1（輸出申告等事項の登録）により、輸出申告等事項を登録した通関業者が、システムに登録した輸出申告等事項の内容を「輸出申告」業務（業務コード：EDC）による輸出申告等前に訂正する場合は、次による。

なお、登録済申告可能者においても輸出申告等事項を訂正することができる。

また、大額申告を少額申告に、少額申告を大額申告に変更する場合についても、本業務により行う。

イ 呼出しによらない方法

「輸出申告事項登録」業務（業務コード：EDA）を利用して、申告等番号、輸出申告等事項登録の際に登録した事項及び訂正を必要とする事項を入力し送信する。

なお、前記1(1)イ（呼出しによらない方法）に準じて、システムに登録されている貨物情報を利用することができる。

ロ 呼出しによる方法

「輸出申告事項呼出し」業務（業務コード：EDB）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、システムに登録されている輸出申告等事項の内容が、「輸出申告事項登録情報」等（※）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

※「輸出申告事項登録情報」等

- ・「輸出申告事項登録情報（大額）」（出力情報コード：SAE4001）
- ・「輸出申告事項登録情報（少額）」（出力情報コード：SAE4011）
- ・「展示等積戻し申告事項登録情報（大額）」（出力情報コード：SAE4041）
- ・「展示等積戻し申告情報（少額）」（出力情報コード：SAE4051）

| 項目名 (入力画面) | 内 容 |
|--------------------------------------|--|
| 申告等番号 (「申告等番号」欄) | 申告番号を必須入力する。 |
| 輸出管理番号/AWB番号(注) (「輸出管理番号/AWB番号」欄) | 貨物情報を利用する場合は、該当する輸出管理番号を入力する(補完項目については、別紙2(補完項目)参照)。 |
| 電子インボイス受付番号 (「電子インボイス受付番号」欄) | 入力を要しない。 |
| 情報呼出識別 (「情報呼出識別」欄) | (1) 大額申告を少額申告に変更する場合は「S」(少額申告)を入力する。 (2) 少額申告を大額申告に変更する場合は「L」(大額申告)を入力する。 |
| 申告等種別コード (「申告等種別コード」欄) | 申告等種別を変更する場合に、申告等種別コードを入力する。 |

(注) 登録されている貨物情報と共通の項目が貨物情報により上書きされる。

(イ) 「情報呼出識別」欄に「S」(少額申告)を入力した場合

システムに登録されている輸出申告等事項の内容が「輸出申告事項登録情報（少額）」（出力情報コード：SAE4011）又は「展示等積戻し申告事項登録情報（少額）」（出力情報コード：SAE4051）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、欄部については、システムに登録されている輸出申告等事項の第1欄目の内容が出力される。

A 出力される項目

| 項目名 | 出力画面 |
|--------------|-------------------|
| 輸出統計品目番号 | 「輸出統計品目番号」欄 |
| 品名 | 「品名」欄 |
| 他法令コード | 「他法令（1）」欄から「（5）」欄 |
| 輸出貿易管理令別表コード | 「輸出貿易管理令別表コード」欄 |
| 外為法第48条コード | 「外為法第48条コード」欄 |
| 関税減免戻税コード | 「関税減免戻税コード」欄 |
| 内国消費税免税コード | 「内国消費税免税コード」欄 |
| 内国消費税免税識別 | 「内国消費税免税識別」欄 |

B 出力されない項目

- ・貿易形態別符号
- ・ベーシックプライス合計
- ・NACCS用コード
- ・数量（1）
- ・数量単位コード（1）
- ・数量（2）
- ・数量単位コード（2）
- ・ベーシックプライス按分係数
- ・ベーシックプライス通貨コード
- ・ベーシックプライス金額

(ロ) 「情報呼出識別」欄に「L」（大額申告）を入力した場合

システムに登録されている輸出申告等事項の内容が、「輸出申告事項登録情報（大額）」（出力情報コード：SAE4001）又は「展示等積戻し申告事項登録情報（大額）」（出力情報コード：SAE4041）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、欄部については、システムに登録されている輸出申告等事項の欄部の内容が第1欄目に出力される。

（注）申告情報と貨物情報で重複する項目のうち、次の項目については、貨物情報が優先されて出力されることから留意すること（郵便物で貨物情報が登録されている場合を含む。）。

| 項目名 | |
|----------|------|
| 申告予定者コード | 貨物個数 |

| 項目名 | |
|----------------|-----------|
| 個数単位コード | 貨物重量（グロス） |
| 重量単位コード（グロス） | 記号番号 |
| 最終仕向地コード | 積込港コード |
| 積載予定船舶コード | 積載予定船名 |
| 出港予定年月日 | 社内整理用番号 |
| 品名（ただし、少額申告のみ） | |

(ハ) 「情報呼出識別」欄を入力しなかった場合

少額申告の場合は前記(イ)に、大額申告の場合は前記(ロ)に準ずる。

(2) 出力情報

前記(1)（輸出申告等事項の訂正）により、輸出申告等事項が訂正された場合は、通関業者等に前記1(2)（出力情報）の情報が配信される。

3 輸出申告等

(1) 輸出申告等

前記1(1)（輸出申告等事項の登録）により輸出申告等事項を登録した通関業者等は、当該登録（前記2(1)（輸出申告等事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）による応答画面の出力内容又は前記1(2)（出力情報）で配信された情報（出力情報コードについては別紙3（入力控情報）参照）を利用して申告内容を審査の上、次により輸出申告等をシステムに登録する。

また、登録済申告可能者においても輸出申告等をシステムに登録することができる。

輸出申告等の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、申告内容について、事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「輸出申告」業務（業務コード：EDC）を利用する方法

「輸出申告」業務（業務コード：EDC）を利用して、次の事項を入力し送信する。

| 項目名 (入力画面) | 内 容 | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|-----|-----|-----------|---|-------|---|-----------|---|--------------|---|-----------|----------|
| 申告等番号 (「申告等番号*」欄) | 申告等番号を必須入力する。 | | | | | | | | | | | | |
| 申告条件 (「申告条件」欄) | 次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>搬入時申告（注1）</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>開庁時申告</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>搬入前申告（注2）</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>開庁時搬入前申告（注2）</td> <td>Y</td> </tr> <tr> <td>搬入後申告（注3）</td> <td>(入力しない。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 郵便物の場合又は展示等積戻し申告の場合は入力不可。 (注2) 貨物が保税地域等に搬入される前に行う輸出申告を「搬入</p> | 区 分 | コード | 搬入時申告（注1） | I | 開庁時申告 | K | 搬入前申告（注2） | X | 開庁時搬入前申告（注2） | Y | 搬入後申告（注3） | (入力しない。) |
| 区 分 | コード | | | | | | | | | | | | |
| 搬入時申告（注1） | I | | | | | | | | | | | | |
| 開庁時申告 | K | | | | | | | | | | | | |
| 搬入前申告（注2） | X | | | | | | | | | | | | |
| 開庁時搬入前申告（注2） | Y | | | | | | | | | | | | |
| 搬入後申告（注3） | (入力しない。) | | | | | | | | | | | | |

| 項目名 (入力画面) | 内 容 |
|---------------|---|
| | <p>前申告」(以下この章において同じ。)という。</p> <p>なお、郵便物の場合又は展示等積戻し申告の場合は入力不可。</p> <p>(注3) 貨物が保税地域等に搬入された後に行う輸出申告を「搬入後申告」(以下この章において同じ)という。</p> |

(イ) 搬入時申告(申告条件:「I」)(システム内保税地域等で通関する場合に限る。)

「申告条件」欄に「I」(搬入時申告)を入力し送信した場合は、通関予定蔵置場において搬入確認が登録された時に、輸出申告等がシステムにより自動起動する。ただし、次の場合は自動起動が正常に行われないことから留意すること。

A 開庁時間外における搬入確認登録

貨物の搬入確認登録が輸出申告等先官署の開庁時間外に行われた場合であって、かつ、当該時間帯に係る時間外執務要請届の提出が行われていない場合は、システムにより自動的に開庁時申告(後記(ロ)(開庁時申告(申告条件:「K」))参照)への付替処理が行われる。

この場合において、後記(ロ)(開庁時申告(申告条件:「K」))による自動起動を待たずに輸出申告等を行うときは、輸出申告等先官署に対し時間外執務要請届の提出を行った後、後記(ホ)(搬入後申告)により行う。

なお、時間外執務要請届の提出については、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第1節(時間外執務要請届)により行うこと。(以下この節について同じ。)

B 事故貨物

倉主等によるシステムへの搬入確認登録の際、「事故貨物」欄に税関届出を要する旨の入力がされた場合は、輸出申告等が自動起動しないことから、税関(保税担当部門)による事故確認を受けた後、改めて輸出申告等を行う。

C 輸出申告等事項の訂正

輸出申告等がシステムにより自動起動する前に、前記2(1)(輸出申告等事項の訂正)により輸出申告等事項を訂正した場合は、搬入時申告の旨が取り消されることから、改めて輸出申告等を行う。

D 分散蔵置における一部貨物のみの搬入

分散蔵置において、申告貨物の通関予定蔵置場(同一税関が管轄する保税地域)への搬入時に次の条件を満たさない場合は、システムにより自動起動するもののシステム処理上エラーとなる。この場合においては、同一申告の別貨物(未搬入分)が他のシステム内保税地域等に搬入された時に改めてシステムにより自動起動し、次の条件を満たしたときは正常に処理される。

(A) コンテナ貨物の場合

システム内保税地域等に申告貨物の全量が蔵置されていること。

(B) コンテナ貨物以外の場合

「輸出貨物情報登録」業務(業務コード:ECR)により登録された搬入予定先に申告貨物が全量蔵置されていること。

(㉓) 開庁時申告（申告条件：「K」）

「申告条件」欄に「K」（開庁時申告）を入力し送信した場合は、登録後最初に到来する午前8時30分以降に輸出申告等がシステムにより自動起動する（ただし、行政機関の休日である場合（休日に開庁している官署である場合を含む）は、翌平日の午前8時30分以降に自動起動する。）。

また、開庁時申告の登録は、税関長が公示する税関官署ごとの開庁時間（輸出入通関業務に係る開庁時間）以外の時間帯においてのみ可能である。したがって、輸出申告等先官署について、上記自動起動する時刻までに開庁時間外となる時間帯がない場合は、開庁時申告を登録することはできない。

なお、輸出申告等がシステムにより自動起動する前に、前記2(1)（輸出申告等事項の訂正）による輸出申告等事項を訂正した場合は、開庁時申告の旨が取り消されることから、改めて輸出申告等を行う。

(㉔) 搬入前申告（申告条件：「X」）

「申告条件」欄に「X」（搬入前申告）を入力し送信した場合は、搬入前申告が行われる。ただし、貨物が既に保税地域等に搬入されている場合は、システムにより自動的に搬入後申告に切り替えられる。

なお、搬入前申告を申告先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

また、通関予定蔵置場がシステム不参加である場合又はふ中扱いの輸出申告等の場合は、通関業者等が貨物の搬入を確認した後に「輸出申告搬入後処理」業務（業務コード：CEW）を利用して、申告番号を入力し送信する必要がある。

(㉕) 開庁時搬入前申告（申告条件：「Y」）

「申告条件」欄に「Y」（開庁時搬入前申告）を入力し送信した場合は、最初に到来する午前8時30分以降に搬入前申告がシステムにより自動起動する（ただし、行政機関の休日である場合（休日に開庁している官署である場合を含む）は、翌平日の午前8時30分以降に自動起動する。）。

なお、通関予定蔵置場がシステム不参加である場合又はふ中扱いの輸出申告等の場合は、通関業者等が貨物の搬入を確認した後に「輸出申告搬入後処理」業務（業務コード：CEW）を利用して、申告番号を入力し送信する必要がある。

また、開庁時搬入前申告の登録は、税関長が公示する税関官署ごとの開庁時間（輸出入通関業務に係る開庁時間）以外の時間帯においてのみ可能である。したがって、申告先官署について、上記自動起動する時刻までに開庁時間外となる時間帯がない場合は、開庁時搬入前申告を登録することはできない。

なお、搬入前申告が開庁時にシステムにより自動起動する前に、前記2(1)（輸出申告等事項の訂正）による輸出申告等事項を訂正した場合は、開庁時搬入前申告の旨が取り消されることから、改めて開庁時搬入前申告を行う必要がある。

(㉖) 搬入後申告

「申告条件」欄を入力せずに送信した場合は、搬入後申告が行われる。

なお、貨物が通関予定蔵置場に搬入される前に搬入後申告を行うことはできないことから留意すること。

また、搬入後申告を申告等先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

ロ 「輸出申告事項登録」業務（業務コード：EDA）の応答画面を利用する方法

前記1（輸出申告等事項の登録）（前記2（輸出申告等事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）により輸出申告等事項をシステムに登録した場合は、登録した内容が「輸出申告等入力控情報」（出力情報コードについては、別紙3（入力控情報）参照）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要な申告条件を入力し送信する。

なお、申告条件の入力については、前記イ（「輸出申告」業務（業務コード：EDC）を利用する方法）に準ずる。

(2) 輸出申告等の受理及び通知

前記(1)（輸出申告等）により、輸出申告等が受理された場合は、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付与されて、それぞれ配信される。

審査検査区分コードの詳細については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第4章（照会関係手続）付表3-6-1（IEX「輸出申告照会情報（大額）」出力事項）を参照。

| 審査区分 | 審査区分コード |
|-------------|---------|
| 簡易審査扱い | 1 |
| 簡易審査扱い（保留中） | *1 |
| 書類審査扱い | 2 |
| 検査扱い | 3 |

イ 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合（搬入前申告の場合を除く。）

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|------------------|---------------|---|--------------|
| 輸出許可通知情報（大額） | 別紙4（許可通知情報）参照 | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。 | 通関業者等輸出者（注1） |
| 輸出許可通知情報（少額） | | 「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。 | |
| 積戻し許可通知情報（大額） | | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別*」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。 | |
| 積戻し許可通知情報（少額） | | 「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別*」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。 | |
| 展示等積戻し許可通知情報（大額） | | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別*」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。 | |

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|------------------|---------|---|--|
| 展示等積戻し許可通知情報（少額） | | 「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別*」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。 | |
| 許可・承認貨物（輸出）情報 | SAE4081 | 許可された場合。 | 通関蔵置場（分散蔵置されている場合は、すべての通関蔵置場） （注1） 船会社 （注2） |
| | | | バンニング場所（複数場所でバンニングする場合は、すべてのバンニング場所） （注1） |

（注1） 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

（注2） 本船扱いであり、かつ、次の全ての条件を満たす場合は、ブッキング船会社へ配信される。

- ① 貨物情報にブッキング船会社が登録されていること。
- ② 貨物情報に登録されているブッキング船会社がシステムに参加していること。

ロ 審査区分が「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）の場合若しくは搬入前申告の場合であって審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|-----------------|------------------|--|-------|
| 輸出申告控情報（大額）（注） | 別紙5（申告（変更）控情報）参照 | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。 | 通関業者等 |
| 輸出申告控情報（少額）（注） | | 「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。 | |
| 積戻し申告控情報（大額）（注） | | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別*」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。 | |
| 積戻し申告控情報（少額）（注） | | 「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別*」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。 | |
| 展示等積戻し申 | | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大 | |

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|-----------------------------|---------|---|-----|
| 告控情報(大額) (注) | | 額申告)、「申告等種別*」欄に「G」 (展示等積戻し申告)を入力した場合。 | |
| 展示等積戻し申告 告控情報(少額) (注) | | 「大額・少額識別*」欄に「S」(少 額申告)、「申告等種別*」欄に「G」 (展示等積戻し申告)を入力した場合。 | |

(注) 出力帳票を以下この節において「輸出申告等控」という。

ハ 道路運送車両法における輸出抹消仮登録を証明する旨をシステムに登録している場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|-----------|---------|---------------|-------|
| 輸出自動車情報控 | SAE4090 | 輸出許可されなかった場合。 | 通関業者等 |
| 輸出許可自動車情報 | SAE4100 | 輸出許可された場合。 | 通関業者等 |

(3) 搬入前申告における貨物搬入後の通知

搬入前申告において前記(2)(輸出申告等の受理及び通知)による通知の後、貨物が保税地域等に搬入された場合は、審査区分に応じた次の情報がそれぞれ配信される。

イ 審査区分が「1」(簡易審査扱い)の場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|-------------------|-------------------|---|--|
| 輸出許可通知情報 (大額) | 別紙4(許可通知 情報)参照 | 「大額・少額識別*」欄に「L」(大額申 告)、「申告等種別*」欄に「E」(輸出申告) を入力した場合。 | 通関業者等 輸出者(注1) |
| 輸出許可通知情報 (少額) | | 「大額・少額識別*」欄に「S」(少額申 告)、「申告等種別*」欄に「E」(輸出申告) を入力した場合。 | |
| 許可・承認貨物 (輸出)情報 | SAE4081 | 許可された場合。 | 通関蔵置場 (分散蔵置さ れている場合 は、すべての 通関蔵置場) (注1) 船会社 (注2) バンニング場 所(複数場所 でバンニング する場合は、 すべてのバン ニング場所) |

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|------|---------|------|------|
| | | | (注1) |

(注1) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(注2) 当該許可貨物が本船扱い（特定輸出許可の場合は自社本船通関）であり、システムに参加しているブッキング船会社が貨物情報に登録されている場合は、ブッキング船会社へ配信される。

- ロ 審査区分が「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）の場合
通関業者等に「輸出搬入時状況通知情報」（出力情報コード：SAE5031）が配信される。

(4) 輸出申告等に係る関係書類等の提出

前記(2)（輸出申告等の受理及び通知）により輸出申告等が受理され、審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合であって、システム通達第4章第1節1-4（輸出申告時の関係書類等の提出）(2)ただし書きに掲げる場合又は審査区分として「2」（書類審査扱い）若しくは「3」（検査扱い）が付与された場合に限り、次により関係書類等を提出する。

なお、関係書類等について、後記ニ（電子ファイルによる提出）の方法により電子ファイルで提出可能であるものの、原本性の確認が必要な書類等が存在する場合には、輸出申告等控及び輸出許可通知書の「区分」欄の4桁目に、次の「原紙提出要のコード」が出力されるので参考とすること。

- ・ 「T」：審査時に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- ・ 「G」：許可後に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- ・ 「M」：原本性の確認が必要な書類等が審査時に必要なものと許可後に必要なものが混在している場合

また、審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合であって、前記の原紙提出要のコード（「T」、「G」又は「M」）を表示する判定基準に当たらないものの関係書類の提出を要する場合は、輸出申告等控及び輸出許可等通知書の「区分」欄の4桁目に「Y」が表示されることから参考とすること。

※ 前記1（1）（輸出申告等事項の登録）の入力に誤りがあった場合は「T」、「G」、「M」又は「Y」が正しく表示されないこともあるため留意すること。

※ 関係書類の提出を要しない輸出申告等について関係書類等の提出があった場合は、税関はこれを返却することから留意すること。

イ 提出期限

輸出申告等の日（審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合は許可の日）の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）

ただし、「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が表示された輸出申告等で、後記ニ（電子ファイルによる提出）の方法により電子ファイルで関係書類等を提出する場合において、原本性の確認が必要な書類等については、次の期間内に提出又は提示すること。

- ・ 「T」又は「M」：税関により審査終了がシステムに登録されるまで
- ・ 「G」：輸出の許可日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）

ロ 提出書類

輸出申告の内容を確認するために必要な書類及び関税法第70条に規定する他法令の許可、承

認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類（以下この章において「関係書類」という。）に、申告等番号、申告等年月日、申告等先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項（以下この章において「輸出申告番号等」という。）を付記し提出する。

ただし、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第5節（インボイス・パッキングリスト情報関係手続）により、システムを使用して仕入書を提出している場合には、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に関する書類を確認する必要があると税関が認める場合を除き、この書類の提出を要しない。

ハ 提出先

輸出申告等を行った税関（通関担当部門）

ニ 電子ファイルによる提出

前記ロ（ロ）（申告に係る関係書類）に定める関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により行う。この場合、輸出申告等控の提出を要しない。

なお、自由化申告においては、下記の場合を除き、電子ファイルにより提出する必要があるので留意すること。

- ① 関係書類の電子データのファイル数及び容量の合計がシステムを使用して電子的に提出可能なファイル数及び容量制限を超過している場合。
- ② 税関による申告の審査のために特定の関係書類の原本を税関に提出する場合（「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が出力された場合）。
- ③ 電気通信回線の故障、天災又はシステムの稼働停止等があった場合。

(5) 検査貨物の運搬等

前記(2)（輸出申告等の受理及び通知）により輸出申告等が受理され、審査区分として「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）が付与された輸出申告等に係る貨物について、税関により、検査指定又は検査取止めがシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

検査等区分として「区分」欄の3桁目に「K」（検査場検査）又は「M」（見本確認）が付与された場合は、配信された検査指定情報を利用し、関税法基本通達67-1-8（検査貨物の指定等）の規定に基づき蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行う。

なお、通関業者等に配信される情報を税関に配信したい場合は、税関に申し出ること。

イ 検査指定がされた場合

(イ) システムを使用した申告の場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 検査等区分 | 帳票タイトル | 配信先 |
|--------|---------|---|-----------------|--------------------|
| 検査指定情報 | SAE4741 | R：現場検査 K：検査場検査 X：大型X線検査 M：見本確認 H：本船検査 V：ふ中検査 J：事前検査 | 検査指定票 (申告書用) | 税関（通関担当部門又は監視担当部門） |

| 出力情報 | 出力情報コード | 検査等区分 | 帳票タイトル | 配信先 |
|------|---------|--------------------------------------|--------------------|---|
| | SAE4751 | R：現場検査 H：本船検査 V：ふ中検査 J：事前検査 | 検査指定票 (倉主等用) | 通関業者等 通関蔵置場 (注1) (注2) 検査立会者 (注3) |
| | SAE4761 | K：検査場検査 X：大型X線検査 M：見本確認 | 検査指定票 (運搬・倉主等用) | 通関業者等 検査立会者 (注3) |
| | SAE4771 | | 検査指定票 (倉主等用) | 通関蔵置場 (注1) |

(注1) ① システム参加保税蔵置場であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

② 搬入前申告の場合は本業務では配信されず「輸出申告搬入後処理」業務（業務コード：CEW）が実施された時に配信される。

③ 分散蔵置の場合は配信されない（郵便物の場合は除く。）。

(注2) 本船検査及びふ中検査の場合は、配信されない。

(注3) システムに登録されている場合のみ配信される。

(ロ) 書面による申告の場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 検査等区分 | 帳票タイトル | 配信先 |
|---------------------|---------|---|--------------------|----------------------------|
| 検査指定情報 (マニュアル申告) | SAE4791 | R：現場検査 K：検査場検査 X：大型X線検査 M：見本確認 H：本船検査 V：ふ中検査 | 検査指定票 (申告書用) | 税関（通関担当部門又は監視担当部門） |
| | SAE4801 | R：現場検査 H：本船検査 V：ふ中検査 | 検査指定票 (倉主等用) | 税関（通関担当部門又は監視担当部門） (注1) |
| | | | | 蔵置場 (注2) |
| | SAE4811 | K：検査場検査 X：大型X線検査 M：見本確認 | 検査指定票 (運搬・倉主等用) | 税関（通関担当部門又は監視担当部門） (注1) |
| SAE4821 | | 検査指定票 (倉主等用) | 蔵置場 (注2) | |

(注1) 税関用と通関業者用の2通が配信される。

(注2) 本船検査及びふ中検査の場合は、配信されない。

ロ 検査取止めがされた場合

(イ) システムを使用した申告の場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 検査等区分 | 配信先 |
|--------|---------|----------------------|---|
| 検査取止情報 | SAE4781 | T：検査取止 2：区分変更（書類） | 通関業者等 検査立会者 （注1） 通関蔵置場 （注2） |

(注1) システムに登録されている場合にのみ配信される。

(注2) ① システム参加保税蔵置場であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

② 検査指定済みの場合であって、税関が検査取止めを行った場合に限る。

③ 分散蔵置の場合は配信されない（郵便物の場合は除く。）。

④ 搬入前申告で「輸出申告搬入後処理」業務（業務コード：CEW）が実施されていない場合は配信されない。

⑤ 本船検査及びふ中検査の場合は、配信されない。

(ロ) 書面による申告の場合

| 出力情報 | 出力情報コード | 検査等区分 | 配信先 |
|---------------------|---------|--------|-----------------------------------|
| 検査指定情報 (マニュアル申告) | SAE4831 | T：検査取止 | 税関（通関担当部門又は監視担当部門）（注1） 蔵置場（注2） |

(注1) 税関用と通関業者用の2通が配信される。

(注2) 本船検査及びふ中検査の場合は、配信されない。

(6) 輸出申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し

前記(1)（輸出申告等）により輸出申告等が受理された後に、検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は次による。

イ 「検査立会者登録」業務（業務コード：ATI）の実施

通関業者等は「検査立会者登録」業務（業務コード：ATI）を利用して次の事項を入力し、送信する。

| 項目名 (入力画面) | 内容 |
|---------------------|---------------|
| 申告等番号 (「申告等番号」欄) | 申告等番号を必須入力する。 |

| 項目名 (入力画面) | 内 容 | | | | | | |
|---------------------|---|-----|-----|-------|---|-----|---|
| 処理種別 (「処理種別」欄) | 次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録・変更</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取消し</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | コード | 登録・変更 | A | 取消し | C |
| 区 分 | コード | | | | | | |
| 登録・変更 | A | | | | | | |
| 取消し | C | | | | | | |
| 検査立会者 (「検査立会者」欄) | (1) 登録又は変更の場合は検査立会者の利用者コードを入力する。 (2) 取消しの場合は入力しない。 | | | | | | |

ロ 出力情報

前記イ（「検査立会者登録」業務（業務コード：A T I）の実施）により、検査立会者がシステムに登録、変更又は取消しされた場合は検査立会者に次の情報が配信される。

| 出力情報 | 出力情報コード | 検査等区分 | 帳票タイトル | 出力条件 |
|--------------|---------|--------------------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 検査指定情報 | SAE4751 | R：現場検査 H：本船検査 V：ふ中検査 J：事前検査 | 検査指定票 (倉主等用) | 登録又は変更の場合であって、既に税関により検査指定がされている場合 |
| | SAE4761 | K：検査場検査 X：大型X線検査 M：見本確認 | 検査指定票 (運搬・倉主等用) | |
| 検査立会者取消通知（注） | SAE5590 | | 検査立会者取消通知 | 変更又は取消しの場合 |

（注）当初の検査立会者に配信される。

4 輸出申告等変更事項の登録

前記3（輸出申告等）により輸出申告等を登録した通関業者等が、当該登録後、輸出申告等に係る許可までの間に、輸出申告等の内容に誤りがあるため輸出申告等の内容を変更する場合は、あらかじめ輸出申告等を行った税関（通関担当部門）の了承を得た上で、後記(1)（輸出申告等変更事項の登録）により、輸出申告等に係る変更事項を登録する。

なお、登録した変更事項については、「輸出申告変更」業務（業務コード：E D E）を実施するまでの間、後記（1）（輸出申告等変更事項の登録）により訂正することができる。

◎ 留意事項

- ① 変更の登録は、最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については、この章第6節4（輸出申告等の手作業移行）により手作業移行を行うこと。
- ② 輸出申告等の後に検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は、前記3(6)（輸出申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し）により実施すること。

- ③ 次の項目については変更することができないことから、あらかじめ税関(通関担当部門)へ輸出申告等を変更する旨を申し出た上で、当該輸出申告等をこの章第6節3(輸出申告等の撤回)により撤回し、改めて輸出申告等を行うこととなることから留意すること。

| 項目名 | 出力画面 |
|----------------|------------|
| 申告等種別コード | 「申告等種別*」欄 |
| 申告貨物識別(注1) | 「貨物識別」欄 |
| あて先官署コード | 「あて先官署」欄 |
| 輸出者コード(注2) | 「輸出者」欄左 |
| 輸出者名 | 「輸出者」欄右 |
| 申告予定者コード | 「申告予定者」欄 |
| 通関予定蔵置場コード(注3) | 「通関予定蔵置場」欄 |
| 輸出管理番号(注4) | 「輸出管理番号」欄 |

(注1) 貨物が搬入されるまでの間に変更が可能である。

また、貨物が搬入された後については、郵便物の申告貨物識別(「E」(EMS)、「H」(航空郵便物)、「M」(海上郵便物)及び「U」(SAL))間での変更又は郵便物以外の申告貨物識別(「L」(外交官貨物)、「X」(MDA貨物)、「G」(米軍払い下げ貨物)及び「P」(プラント貨物))間での変更に関り可能である。

(注2) 輸出入者コードを有しない輸出者から輸出入者コードを有する輸出者への変更は可能である。

(注3) 海上貨物は、分散蔵置に対応するため、同一官署内における、代表とする保税地域を変更することが可能である。

なお、この場合、自由化申告については、同一税関内であれば当初の蔵置官署と異なる官署が管轄する通関予定蔵置場に変更することができる。

ただし、自由化申告の場合において既に検査指定を受けている場合に、当該変更を行った場合は、後記5(輸出申告等変更)により、当該検査指定の取消しが行われるので留意すること。

(注4) 郵便物についての変更又は仕分けの子への変更は可能である。

(1) 輸出申告等変更事項の登録

イ 呼出しによらない方法

「輸出申告変更事項登録」業務(業務コード:EDA01)を利用して、申告等番号、申告事項及び変更を必要とする事項を入力し送信する。

なお、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて、システムに登録されている貨物情報を利用することができる。

ロ 呼出しによる方法

「輸出申告変更事項呼出し」業務(業務コード:EDD)を利用して、次の事項を入力し送信することにより、システムに登録されている輸出申告等に係る申告内容が、「輸出申告変更事項登録情報」等として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は

訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

※「輸出申告変更事項登録情報」等

- ・「輸出申告変更事項登録情報（大額）」（出力情報コード：SAE4111）
- ・「展示等積戻し申告変更事項登録情報（大額）」（出力情報コード：SAE4151）
- ・「輸出申告変更事項登録情報（少額）」（出力情報コード：SAE4121）
- ・「展示等積戻し申告変更事項登録情報（少額）」（出力情報コード：SAE4161）

| 項目名 (入力画面) | 内 容 |
|-----------------------|--|
| 申告等番号 (「申告等番号*」欄) | 申告番号を必須入力する。 |
| 情報呼出識別 (「情報呼出識別」欄) | (1) 大額申告を少額申告に変更する場合は「S」(少額申告)を入力する。 (2) 少額申告を大額申告に変更する場合は「L」(大額申告)を入力する。 |

(イ) 「情報呼出識別」欄に「S」(少額申告)を入力した場合

システムに登録されている輸出申告等事項の内容が「輸出申告変更事項登録情報（少額）」（出力情報コード：SAE4121）又は「展示等積戻し申告変更事項登録情報（少額）」（出力情報コード：SAE4161）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、欄部については、システムに登録されている輸出申告等事項の第1欄目の内容が出力される。

A 出力される項目

| 項目名 | 出力画面 |
|--------------|-------------------|
| 輸出統計品目番号 | 「輸出統計品目番号」欄 |
| 品名 | 「品名」欄 |
| 他法令コード | 「他法令（1）」欄から「（5）」欄 |
| 輸出貿易管理令別表コード | 「輸出貿易管理令別表コード」欄 |
| 外為法第48条コード | 「外為法第48条コード」欄 |
| 関税減免戻税コード | 「関税減免戻税コード」欄 |
| 内国消費税免税コード | 「内国消費税免税コード」欄 |
| 内国消費税免税識別 | 「内国消費税免税識別」欄 |

B 出力されない項目

- ・ 申告予定年月日
- ・ 貿易形態別符号
- ・ ベーシックプライス合計
- ・ NACCS用コード
- ・ 数量（1）
- ・ 数量単位コード（1）

- ・数量（2）
- ・数量単位コード（2）
- ・ベーシックプライス按分係数
- ・ベーシックプライス通貨コード
- ・ベーシックプライス金額

(ロ) 「情報呼出識別」欄に「L」（大額申告）を入力した場合

システムに登録されている輸出申告等事項の内容が、「輸出申告変更事項登録情報(大額)」(出力情報コード：SAE4111)又は「展示等積戻し申告変更事項登録情報(大額)」(出力情報コード：SAE4151)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

また、欄部については、システムに登録されている輸出申告等事項の欄部の内容が第1欄目に出力される。

(ハ) 「情報呼出識別」欄を入力しなかった場合

システムに登録されている輸出申告等が少額申告の場合は、前記(イ)（「情報呼出識別」欄に「S」（少額申告）を入力した場合）と同様に「輸出申告変更事項登録情報(少額)」(出力情報コード：SAE4121)又は「展示等積戻し申告変更事項登録情報(少額)」(出力情報コード：SAE4161)が出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

システムに登録されている輸出申告等が大額申告の場合は、前記(ロ)（「情報呼出識別」欄に「L」（大額申告）を入力した場合）と同様に「輸出申告変更事項登録情報(大額)」(出力情報コード：SAE4111)又は「展示等積戻し申告変更事項登録情報(大額)」(出力情報コード：SAE4151)が出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

(2) 出力情報

前記(1)（輸出申告等変更事項の登録）により、輸出申告等事項を変更した場合は、通関業者等に次の情報が配信される。

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 |
|---------------------|--------------|--|
| 輸出申告変更入力控情報(大額)(注) | 別紙3(入力控情報)参照 | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）、 「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。 |
| 輸出申告変更入力控情報(少額)(注) | | 「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）、 「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。 |
| 積戻し申告変更入力控情報(大額)(注) | | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）、 「申告等種別*」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。 |
| 積戻し申告変更入力控情報(少額)(注) | | 「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）、 「申告等種別*」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。 |

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 |
|----------------------------|---------|---|
| 展示等積戻し申告変更 入力控情報（大額）（注） | | 「大額・少額識別＊」欄に「L」（大額申告）、 「申告等種別＊」欄に「G」（展示等積戻し申 告）を入力した場合。 |
| 展示等積戻し申告変更 入力控情報（少額）（注） | | 「大額・少額識別＊」欄に「S」（少額申告）、 「申告等種別＊」欄に「G」（展示等積戻し申 告）を入力した場合。 |

（注）以下この節において「輸出申告等変更入力控情報」という。

5 輸出申告等変更

(1) 輸出申告等変更の登録

前記4（輸出申告等変更事項の登録）により輸出申告等変更事項を登録した通関業者等は、当該変更事項登録の応答画面の出力内容又は前記4(2)（出力情報）で配信された出力情報を利用して申告変更の内容を審査の上、次により輸出申告等変更をシステムに登録する。

輸出申告等変更の登録は、審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、申告内容について、事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

また、輸出申告等変更を輸出申告等先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

イ 「輸出申告変更」業務（業務コード：EDE）を利用する方法

「輸出申告変更」業務（業務コード：EDE）を利用して、次の事項を入力し送信する。

| 項目名 （入力画面欄名） | 内容 |
|-------------------------|---|
| 申告等番号 （「申告等番号＊」欄） | 申告等番号を必須入力する。 |
| 訂正票出力識別 （「訂正票出力識別」欄） | 税関に後記(2)（輸出申告等変更の受理及び通知）の輸出申告変更に係る情報を配信する場合はあらかじめ税関の了承を得た上で、「P」を入力する。 |

ロ 「輸出申告変更事項登録」業務（業務コード：EDA01）の応答画面を利用する方法

前記4（輸出申告等変更事項の登録）により輸出申告等変更事項を登録した場合は、変更事項の内容が「輸出申告等変更入力控情報」（出力情報コードについては、別紙3（入力控情報）参照）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要に応じて「訂正票出力識別」欄に「P」を入力し送信する。

なお、「訂正票出力識別」欄の入力については、前記イ（「輸出申告変更」業務（業務コード：EDE）を利用する方法）に準ずる。

(2) 輸出申告等変更の受理及び通知

前記(1)（輸出申告等変更の登録）により、輸出申告等変更が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

| 出力情報 | 出力情報コード | 出力条件 | 配信先 |
|---------------------------|------------------|---|-----------------------------------|
| 輸出申告変更 控情報（大額） （注1） | 別紙5（申告（変更）控情報）参照 | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。 | 通関業者等 税関（通関担当部門）（注2） |
| 輸出申告変更 控情報（少額） （注1） | | 「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別*」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。 | |
| 積戻し申告変更 控情報（大額）（注1） | | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別*」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。 | |
| 積戻し申告変更 控情報（少額）（注1） | | 「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別*」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。 | |
| 展示等積戻し 申告変更控情報（大額）（注1） | | 「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別*」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。 | |
| 展示等積戻し 申告変更控情報（少額）（注1） | | 「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別*」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。 | |
| 検査取消票 | SAE5550 | 検査指定されている場合であって、検査を実施する官署が変更となる場合。 | 通関業者等 検査立会者 （注3） 蔵置場（注4） |
| 輸出自動車情報控 | SAE4090 | 輸出抹消仮登録を証明する旨をシステムに登録している場合。 | 通関業者等 税関（通関担当部門）（注2） |

（注1）出力帳票を以下この節において「輸出申告等変更控」という。

（注2）「訂正票出力識別」欄に「P」を入力した場合に限る。

（注3）システムに登録されている場合にのみ配信される。

（注4）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(3) 輸出申告等変更に係る関係書類等の提出

前記(2)(輸出申告等変更の受理及び通知)により輸出申告等変更が受理された場合は、当該輸出申告等内容の変更に係る関係書類等に、変更後の輸出申告番号等を付記し、速やかに輸出申告等を行った税関(通関担当部門)に提出する。関係書類のうち原本性の確認が必要な書類が存在する場合は、輸出申告等変更控の「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が表示されることから参考とすること。

ただし、関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、前記3(4)ニ(電子ファイルによる提出)に準じて行う。

6 道路運送車両法に規定する輸出抹消仮登録証明書等をシステムにより証明する場合の入力方法等

道路運送車両法に規定する輸出抹消仮登録証明書等に係る証明をMOTAS等により行う場合は、当該輸出申告とMOTAS等による申請について、「輸出自動車情報登録番号」(注)をキーとしたリンク付けが必要となる。

この場合における輸出自動車情報登録番号の取得方法及びリンク付けのための輸出自動車情報登録番号の登録は、次による。

(注)「輸出自動車情報登録番号」とは、輸出申告手続と道路運送車両法に規定する手続とをリンク付けるためのキーとなる番号をいう。以下この節において同じ。

なお、通信障害等によりMOTAS等とシステムとのリンク付けができなくなった場合は、「輸出自動車情報登録」業務(業務コード:MOA)は行わず、輸出申告事項登録等において「他法令」欄に「MM」(マニュアル確認)を入力した上で、税関に対し輸出抹消仮登録証明書を書面により提示する。

(1) 輸出自動車情報の登録

道路運送車両法における輸出抹消仮登録証明書等の具備をシステムで証明するため、輸出しようとする中古自動車の情報(以下この節において「車両情報」という。)をシステムに登録する場合は、「輸出自動車情報登録」業務(業務コード:MOA)を利用して、次の事項を入力し送信することにより「輸出自動車情報登録番号」が払い出される。

なお、登録した輸出自動車情報について、「輸出申告」業務(業務コード:EDC)を実施しなかった場合は、登録から一定期間が経過した後にシステムから削除される。

| 項番 | 項目名 (入力画面) | 内容 |
|--------------------------------------|---------------------------------|--|
| 1 | 輸出自動車情報登録番号 (「輸出自動車情報登録番号」欄) | 入力を要しない。 |
| 以下2から4までの項目は、最大100欄まで繰り返し入力することができる。 | | |
| 2 | 処理区分コード (「処理区分」欄) | 入力を要しない。 |
| 3 | 輸出整理番号 (「輸出整理番号」欄) | 輸出整理番号を必須入力する。 |
| 4 | 車両特定番号 (「車両特定番号」欄) | 輸出抹消仮登録証明書等の車台番号について、使用禁止文字(「@」、「、「\$」及び「#」)及び「漢字」以外を必須入力する。 |

(2) 車両情報の追加、訂正又は一部削除

前記(1)(輸出自動車情報の登録)による登録後、当該輸出自動車の申告に係る許可までの間に、輸出申告等を行った税関(通関担当部門)の了承を得た上で輸出自動車情報の内容を追加、訂正(車両特定番号に限る。)又は一部削除する場合は、次による。

なお、「輸出申告」業務（業務コード：EDC）を実施した後に行った場合は、「輸出自動車情報登録番号」の枝番が払い出され、最大9回までシステムを使用して行うことが可能である。

ただし、輸出申告又は輸出申告変更の登録をするまでは、新たな枝番は払い出されないことから留意すること。

イ 呼出しによらない方法

「輸出自動車情報登録」業務（業務コード：MOA）を利用して、輸出自動車情報登録番号、輸出自動車情報登録により登録した事項及び変更する必要がある事項を入力し送信する。

| 項番 | 項目名 (入力画面) | 内 容 | | | | | | | | |
|----------------|---------------------------------|--|-----|-----|--------------|---|----------------|---|--------------|---|
| 1 | 輸出自動車情報登録番号 (「輸出自動車情報登録番号」欄) | 輸出自動車情報登録番号を必須入力する。 | | | | | | | | |
| 2 | 処理区分コード (「処理区分」欄) | 次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両情報を追加する場合。</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>車両特定番号を訂正する場合。</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>車両情報を削除する場合。</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | コード | 車両情報を追加する場合。 | A | 車両特定番号を訂正する場合。 | C | 車両情報を削除する場合。 | D |
| 区 分 | コード | | | | | | | | | |
| 車両情報を追加する場合。 | A | | | | | | | | | |
| 車両特定番号を訂正する場合。 | C | | | | | | | | | |
| 車両情報を削除する場合。 | D | | | | | | | | | |
| 3 | 輸出整理番号 (「輸出整理番号」欄) | (1) 輸出整理番号を入力する。 (2) 車両特定番号を訂正又は車両情報を削除する場合は変更不可。 | | | | | | | | |
| 4 | 車両特定番号 (「車両特定番号」欄) | (1) 車両特定番号を入力する。 (2) 車両特定番号を訂正する場合は上書き入力する。 | | | | | | | | |

ロ 呼出しによる方法

「輸出自動車情報呼出し」業務（業務コード：MOB）を利用して、「輸出自動車情報登録番号」欄に新規登録時に払い出された輸出自動車情報登録番号を入力し送信することにより、システムに登録されている輸出自動車情報登録の内容が、「輸出自動車登録情報」（出力情報コード：SAE4690）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加、訂正又は一部削除する事項を上書き入力し、送信する。

(3) 輸出自動車情報登録の取止め

輸出自動車情報登録の後、「輸出申告」業務（業務コード：EDC）を実施するまでの間に、輸出自動車情報の登録を取り止める場合は、「輸出自動車情報取止」業務（業務コード：MDL）を利用して、「輸出自動車情報登録番号」欄に輸出自動車情報登録番号を入力し送信する。

7 コンテナ貨物のバンニング情報の登録

通関業者、システム参加保税地域の倉主等及び他所蔵置の許可を受けた者が、システムにコンテナ貨物の旨が登録されている貨物について、コンテナにバンニングした旨をシステムに登録する場合は、税関手続関連（海上編）－貨物関係手続－第2章第5節（バンニング関係手続）の定めるところによる。

8 輸出申告先官署の変更

輸出申告先官署を変更する場合は次に限る。

- ① 搬入前申告の場合であって、当該申告で予定していた通関予定蔵置場とは異なる蔵置場に搬入することとなり、それぞれの蔵置場を管轄する税関官署が、同一税関内の異なる税関官署である場合
- ② 搬入前申告の場合であって、当該申告で予定していた積込港と通関予定蔵置場が変更となり、当該申告をした税関官署を管轄する税関とは異なる税関の管轄する税関官署である場合

輸出申告先官署を変更する場合は、関税法基本通達 67-1-10（輸出申告の撤回の取扱い）の規定により当初申告先官署に「輸出申告撤回申出書」（税関様式C第5240号）を提出する。なお、「輸出申告撤回申出書」については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第2節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：HYS）により提出することもできる。税関によりその旨がシステムに登録された後、次による。

なお、申告官署の変更に係る当該申出書については、あらかじめ当初申告先官署に申し出た上で、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第4節2（添付ファイル登録）による「添付ファイル登録」業務（業務コード：MSB）を利用して提出しても差し支えない。

◎留意事項

自由化申告においては、後記(1)（輸出申告変更（官署変更））及び(2)（輸出申告事項の再登録）によらず、この章第6節3（輸出申告等の撤回）により撤回し、改めて輸出申告を行うこととなるので留意すること。

(1) 輸出申告変更（官署変更）

「輸出申告変更（官署変更）」業務（業務コード：EDY）を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、当初申告先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

| 項目名 (入力画面) | 内容 |
|-----------------------------------|---|
| 申告等番号 (「申告等番号*」欄) | 申告番号を必須入力する。 |
| 輸出管理番号／AWB番号 (「輸出管理番号／AWB番号」欄) | 輸出管理番号を必須入力する。 |
| 変更後積込港コード (「変更後積込港コード」欄) | 異なる税関への官署変更を行う場合、変更後の積込港を国連LOCODE（「業務コード集」参照）の地域コード3桁で必須入力する（例：横浜港の場合「YOK」）。 |
| あて先官署コード (「あて先官署コード」欄) | (1) 異なる税関への官署変更を行う場合、変更後のあて先官署コードを必須入力する。 (2) 貨物の蔵置場所（予定場所）の管轄税関内の税関官署コードのみ入力することができる。 |

(2) 輸出申告事項の再登録

前記(1) (輸出申告変更 (官署変更)) により、システムに登録されている輸出申告事項の内容 (注) が「輸出申告事項登録情報 (大額) (官署変更用)」(出力情報コード: SAE5041) 又は「輸出申告事項登録情報 (少額) (官署変更用)」(出力情報コード: SAE5051) として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、変更後の通関予定蔵置場等変更を必要とする事項を入力し送信することにより、改めて輸出申告事項を登録する。

(注) 次の項目については当初の輸出申告と異なる内容が出力される。

| 項目名 (入力画面) | 内 容 |
|----------------------------|---|
| 申告等番号 (「申告等番号」欄) | 新たな申告番号が払い出される。 |
| あて先官署コード (「あて先官署」欄) | 出力されない。 |
| あて先部門コード (「あて先部門」欄) | 出力されない。 |
| 申告予定年月日 (「申告予定年月日」欄) | 出力されない。 |
| 通関予定蔵置場コード (「通関予定蔵置場」欄) | 出力されない。 |
| 記事 (税関用) (「記事 (税関)」欄) | 当初申告に係る申告先税関官署コード (「業務コード集」参照)、申告先部門コード、申告番号及び審査区分が出力される。 |

◎ 留意事項

別紙9 (変更不可項目一覧 (官署変更)) に掲げる項目については、変更することができないことから留意すること。